

平成 15 年 7 月

船舶安全法施行規則等の一部改正について

海事局安全基準課

1. 改正の背景

- (1) これまで、プッシャーバージ(以下「PB」という。) に対する安全規制は、主に短距離の特定航路で航行するという運航形態等を勘案して、プッシャーのみを対象(堅固に結合したものを除く。) として船舶安全法を適用してきた。
- (2) しかしながら、近年、PB の事故が増加しており、死亡者をもとなう重大事故も発生している。事故の原因は、船体構造や設備の不備、操船技量の不足等であるが、事故増加の背景には、近年、中・長距離の航路を運航する大型 PB が増加してきたことから、従来の規制では十分な安全性を確保できないようになってきたことがあると考えられ、現状を放置すれば、PB による海難事故の一層の増加が懸念される状況にある。
- (3) このため、今般、PB の運航形態の変化にもとなう海難事故の増加に鑑み、構造・設備に係る安全規制を見直し、海難事故の再発防止を図ることとする。

具体的には中・長距離を航行する PB(平水区域から PB の最強速力で 4 時間以内に往復できる区域(特定短距離区域)を超えて航行する PB)には、プッシャーとバージを一体の船舶とみなして船舶安全法を適用し、通常の船舶と同等の安全レベルを確保する。ただし、現存船には、一定の猶予期間を設ける。

2. 改正の概要

- (1) 法適用バージの拡大
平水区域を超えて航行するもの(沿海区域を航行区域とするものであって平水区域からプッシャーと結合し一体となったときの最強速力で 4 時間以内に往復できるものを除く。)
油をばら積みするもの
- (2) 法適用バージとの結合
法適用バージがプッシャーと結合して一体となってプッシャーに抑されて航行の用に供する場合は、これらを一の船舶とみなして法第二条第一項及び法第四条第一項の規定を適用する。
- (3) 法非適用バージとの結合
プッシャーに押されて航行の用に供する場合はプッシャーからの船橋視界を確保すること。
プッシャーに押されて航行の用に供する場合はバージをえい航できる設備を備えること。
- (4) 現存船(プッシャー、バージとも)に対しては平成 30 年 7 月 31 日まで、なお従前の

例によることとする。

(5) その他所要の改正を行う。

3. 公布及び施行日

公布：平成 15 年 7 月 1 日

施行：平成 15 年 8 月 1 日